

令和5年3月居宅介護支援事業部会

## サービス利用票（第6表）に係る利用者の同意確認の記録方法について

利用者から同意を得たことの記録方法について、令和3年7月の居宅介護支援事業部会において本市の取扱いを通知しておりますが、以下のとおり、一部見直しを行いましたので、お知らせいたします。

### 利用者の同意確認の記録方法

#### 《見直し前》

- ①サービス利用票（第6表）の作成年月日の記載
  - ②居宅介護支援経過（第5表）へも記載しておくことが望ましい
- ※実地指導の際にもこれらの記載等で確認を行います。

#### 《見直し後》

- ①サービス利用票（第6表）の作成年月日の記載
  - ②居宅介護支援経過（第5表）への記載
- ※運営指導の際にもこれらの記載等で確認を行います。

#### 《見直しの理由》

②について「記載しておくことが望ましい」としておりましたが、①の作成年月日の記載と合わせて②の支援経過も「必ず記載」していただくことにより、利用者の署名又は記名押印を省略した場合でも、利用者同意の事実が確実に記録されるように見直しを行いますので、よろしくお願いいたします。